

# 公会所整備事業補助金にメニューを追加しました

区や町内会が所有する公会所及び公民館の新築や増改築、改修などの整備を行う場合、予算の範囲内で以下の補助を受けることができます。

今年度から、停電時の機能強化を目的として、「蓄電システム設置事業」を補助メニューに追加しました。

内容、申請手続などの詳細については、総務課企画係までお問い合わせください。

## 【公会所整備事業補助金の対象事業】

補助対象事業		補助率及び限度額
新築事業	更地に公会所を建てる事業	本体工事費の5分の1以内とし、500万円を限度
増築事業	既存の公会所の床面積を増加させる事業	
改築事業	既存の公会所の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なる公会所を建てる事業	
改修事業	既存の公会所の一部を修繕又は造り直す事業	
バリアフリー改修事業	既存の公会所の次に掲げる改修を行う事業 ・手すりの設置・段差解消・昇降機の設置 ・床等滑り防止のための素材変更 ・開き戸から引き戸への取替え ・和式便器から洋式便器への取替え	改修に要する経費の2分の1以内とし、200万円を限度
耐震診断事業	公会所の構造の安全性を評価する事業	診断に要する経費の2分の1以内
耐震改修事業	公会所が耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となる事業	改修に要する経費で200万円を限度
太陽光発電システム設置事業	公会所に太陽光発電システムを設置する事業	設備の設置に要する経費の3分の1以内とし、100万円を限度
<b>蓄電システム設置事業</b>	<b>公会所に蓄電システムを設置する事業</b>	<b>設備の設置に要する経費の3分の1以内とし、100万円を限度</b>
LED照明器具設置事業	公会所にLED照明器具を設置する事業	器具の設置に要する経費の2分の1以内
冷房設備設置事業	公会所に冷房設備を設置する事業	設備の設置に要する経費の3分の1以内とし、100万円を限度

昭和56年5月31日以前に建築された公会所で、下諏訪町地域防災計画に基づき、避難所に指定されている公会所の精密耐震診断及び耐震改修事業については、次のとおりです。

補助対象事業		補助率及び限度額
精密耐震診断事業	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項の規定に基づき、地震に対する公会所の構造に関する安全性を評価する事業	国の補助金交付要綱に規定する避難所の補助対象経費の3分の2又は150万円のいずれか高い額を限度
耐震改修事業	精密耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された公会所で、国の制度要綱に規定する避難所等の耐震改修に該当し、耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となる事業	国の補助金交付要綱に規定する改修工事費の3分の2以内とし、200万円を限度

※補助を受ける場合は、工事の着手前に申請書や必要書類の提出が必要です。

※補助を受ける工事が完了したときは、実績報告書などを工事完了の日から30日以内、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに提出していただきます。

※この要綱に基づき補助金を受けた公会所は、補助金を受けた日から3年を経過しないと新たに申請できません。

■ 問い合わせ 下諏訪町 総務課 企画係 ☎27-1111 (内線257)

# 広報

No.700

小ぢくてもきらりと  
光る美しいまち

発行 下諏訪町  
編集 総務課  
情報防災係

〒393-8501  
長野県諏訪郡下諏訪町4613-8  
☎ 0266-27-1111  
FAX 0266-28-1070  
メール jyoho@town.  
shimosuwa.lg.jp

下諏訪町ホームページ  
http://www.town.  
shimosuwa.lg.jp